

豊かな環境を守るのには一人ひとりの正しいモラル

6月は不法投棄防止月間

6月は「不法投棄防止月間」です。

毎年増え続けている不法投棄。私たちの生活環境が損なわれないようにするためには、皆さん一人ひとりが目を光らせていることが大切です。

不法投棄とは

不法投棄とはその言葉のとおり、物を違法に捨てる行為であり、道路わきへの空き缶等のポイ捨てから、山林へのごみの投棄、産業廃棄物の投棄などの様々なケースがあります。

また、自分の土地だったら不法投棄にならないと思われる方もいるようですが、自分の土地でも他人の土地でもごみを



監視員による定期的な巡視

市では不法投棄などを防止するため、次の方に平成18年度の廃棄物不法投棄監視員および生活排水対策推進指導員を委嘱し、定期的な巡視を行っています。

平成18年度廃棄物不法投棄監視員（敬称略）

伊達	穴戸金枝	小野一孝	
梁川	川崎勝司	齋藤喜代士	鈴木幹夫
	佐藤政男	八巻長蔵	八巻寛
	岡崎貞夫	鈴木俊一	
保原	浅野哲男	佐藤富男	穴戸吉寛
	宮口健一	近藤英	
霊山	岡崎元次	菅野房男	安田正
	菅野六郎		
月館	高橋壽郎	佐藤彦義	三浦正雄
	矢立彦一	近野清喜	佐藤徳之

捨てる行為は許されるものではありません。

不法投棄をすると、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、法人に対しては1億円以下の罰金が科せられる場合があります。

不法投棄された廃棄物などの撤去

不法投棄された廃棄物などの撤去や処分は、投棄者が責任を持って行わなければなりません。しかし、投棄した人が特定できない場合や、早急に撤去しなければ環境に悪影響を及ぼす場合には、市が環境保全のため

にやむを得ず撤去することになり、撤去費用は税金で賄うことになり、撤去費用を請求します。

一度投棄した廃棄物を改めて撤去、処分するには適正に処分する場合に比べ、数倍の費用がかかります。不法投棄は、環境悪化をもたらすだけでなく、貴重な税金をムダに使うことにもつながります。

不法投棄が行われる場合によく見られる状況

不法投棄が行われる場合、次のような状況が見られます。

- 突然大きな穴が掘られた
- 数日前から、穴を掘るための

重機がある

昼間現場に人がいないが、毎日地形が変わっている

会社名の表記がない、またはナンバーを隠している荷台の深いタンクの通行が見られる。

もし、不法投棄を見つけたら

不法投棄かなと思ったら、次の点に注意して、最寄の総合支所市民課にご連絡ください。

- 連絡時のポイント
- 時期とおおよその場所
- その場所はだれの土地ですか
- どんなごみが捨てられているか
- ごみを運んでいる車両のナンバー

不法投棄現場を発見した場合には、電話による通報だけでも十分です。

不法投棄に関する問い合わせ

伊達総合支所市民課

☎583・5525

梁川総合支所市民課

☎577・7211

保原総合支所市民課

☎575・2115

霊山総合支所市民課

☎586・1111

月館総合支所市民課

☎572・2113